

高齢化社会における住宅政策の課題(2)

大阪教育大学 岸本研究室

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 高齢化問題の世代別意識特性
 - 1 親子の同居意識
 - 2 老親の扶養観
 - 3 同居・別居の規定要因
- 第3章 高齢者の住生活の特性
 - 1 高齢者の家族生活の特性
 - 2 住生活の共同と分離
 - 3 住生活の統合・多機能化
 - 4 高齢者の居住地生活と隣人関係
 - 5 住みかえと住生活の変化
- 第4章 高齢化社会の住宅政策の視点
- 第5章 結 論

第1章 はじめに

我々の住生活や住生活環境は、高齢化社会の到来と共に急速な変化を起こすものと予想される。従ってこれからの住宅政策の内容もまた大きな質的転換が求められるものと考えられる。高齢化社会は、全ての人々が確実に高齢期に遭遇することを意味している。それは自らが高齢化の当事者の側になるか、若しくは高齢化した老親をかかえる側になるかを避けがたい立場として問われる社会の到来を意味している。その際、老親と世帯形成した子供達の世帯が、好ましい住生活を選択できるためには、住宅政策は何を準備することが求められているのであろうか？これからの住宅政策は、これまでのように単に構築物としての「家」を供給するだけでなく、そこに居住する人々の「住生活」や「家族生活」の良好な発展を保障してゆく義務も生じてくるものと思われる。とすれば、高齢化社会の住宅政策が追求すべき課題も、高齢者を含む家族の住生活の向上という目標に対してどのような視点に立った公的支援・介入が必要なのかを、理念として明らかにすることではないだろうか。

本研究は以上のような観点から、高齢化社会の住宅政策のあり方を考えるにあたって、政策が基本的に持つべき理念・視点が一体どのようなものであらねばならない

かを整理することを目的として実施したものである。

即ち、高齢化社会において、住宅需要者の選択する老親と子供夫婦の住み分けがどのようなものであれ、それを好ましい住生活や家族生活の基盤とするために、住宅政策がカバーすべき課題を明らかにしようとしている。2ヶ年に亘る本研究の前年の研究では、高齢者の住生活がもつ特性を明らかにするため、現在同居中の世帯や別居中の世帯を対象にして実態把握を試みた。後半の本年度研究では、それらの特性のより詳細な背景分析と結果の客観化を試み、今後の住宅政策にフィードバックすべき課題を抽出することとした。本研究の到達点として次の3点が指摘できる。第1点は、同居や別居という住生活形態（住み分け方）の選択は、結局のところ老親と子供達の世帯との家族的交流をどのように成立させているのか、また居住地での隣人との交流がどのように確立しているかによって、その機能が決定的に異なったものになっていることを指摘しえたことにある。第2点は、そのうえに立って、居住者が通俗的に好ましいと判断してきた老親と子供夫婦の住み分けの基準や意識を大胆に変革してゆく必要のあることを指摘しえたことにある。更に第3点は、そのことの実体化に向けて、住宅計画や住宅政策領域において、家族・隣人の人的交流を可能にするような、平面計画基準や居住地計画基準を確立することの必要性を、高齢化社会の住宅政策の基本的課題として示しえたこと等である。

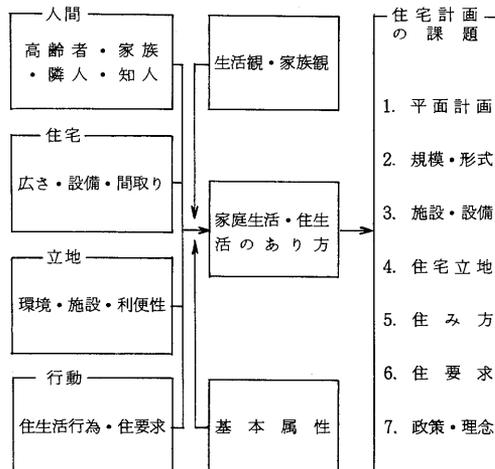


図1-1 研究のフレーム

第2章 高齢化問題の世代別意識特性

高齢化現象が進行する中で人々の住生活面に生じる問題が、世代や家族形態の違いといった立場の相違によって、どのように異なる受けとめ方をされているのかを明らかにしておこう。社会構造の高齢化によって生じる種々の住生活の問題に対して、住宅政策や社会政策が効果的な支援をさし、のべてゆくためには、国民各層の幅広い合意がぜひとも必要となることは言うまでもない。このためには、国民の1人1人の間に、高齢化における住まいの問題の受けとめ方にどのような違いが存在しているのかを明確にしておくことが必要であると思われる。本研究ではこの点に関して、老親・子夫婦・未婚の青年層に対して、ほぼ共通した項目で、高齢化に関連する典型的意識志向を把握してみた。

2-1 親子の同居意識

高齢化社会にあって、老親と世帯形成した子供夫婦が同居すべきか別居すべきかは、最も基本的な住み分けの選択となっている。しかしそのことに関する志向は現在の年代や立場によって大きく異なったものとなっている。

例えば同じく老親であっても、現に3世代同居中の老親は同居志向率が8割強と強いが、現に別居中の老親は別居志向は6割弱に達している。このことは同居観が老親の場合、現在の存在形態に大きく規定されていることを示している。しかし子夫婦側は、現在の居住形態にかかわらず、別居志向が7割に達し、同居志向が大きく後退している。また未婚の青年の場合、性差による志向の違いが大きく、男子では同居志向と別居志向が均衡しているが、女子では別居志向が7割と高い。

このことから現在同居観をめぐる問題として、3世代同居世帯における老親側と子夫婦側の意識には大きなズレの存在していることが指摘できる。また子夫婦側の意識が妻の回答に基づいているため、青年層の意識特性ともあわせて女性の側には、別居志向が世代や立場を超えて根強いことが指摘できる。

2-2 老親の扶養観

今日の社会環境では、老親との同居はそのまま経済的扶養をも意味する場合が多い。このため住み方としての同居論と経済的支援としての扶養論が混乱して論じられ評価される場合も多い。そしてこの扶養義務に関する意識も、世代や立場によって大きなズレの存在することが認められる。例えば3世代同居中の老親の場合、親の扶養義務は長男にあるとする長子相続的志向が4割を占め根強い意識特性となっている。これに対して、3世代同居のもう一方の当時者である子夫婦側は、子供達が皆で

表1-1 調査対象一覧表

(1) 配票・回収状況

			A	B	C	有効回収率(C/A)	調査方法
			配票数	回収数	有効数	%	
前年度研究	3世代同居	1 老親	170	170	170	100.0	ヒヤリング
		2 子夫婦	126	76	72	57.1	
	別居	3 老親	113	113	113	100.0	直接配票 郵送回収
本年度研究	3世代同居	4 老親	208	208	175	84.1	"
		5 老親	212	212	165	77.8	
	別居	6 子夫婦	100	85	85	85.0	"
その他	未婚	7 学生(男)	132	132	132	100.0	"
		8 学生(女)	300	300	300	100.0	
	9 単身者	116	116	116	100.0	"	

(2) 調査時期・調査対象

	調査時期	調査対象
1~3	S.56年7~8月	大阪府池田市立敬老会館 大阪府箕面市立老人センター
4~5	S.58年9月	財団法人兵庫県高齢者生きがい創造協会 "いなみの学園"
6	S.54年7~8月	大阪府千里NT 公団賃貸住宅居住者
7	S.57年12月	阪神間 私立4年制大学生
8	S.57年6~7月	阪神間 私立女子短大生
9	S.58年6月	大阪府下在住の単身居住者

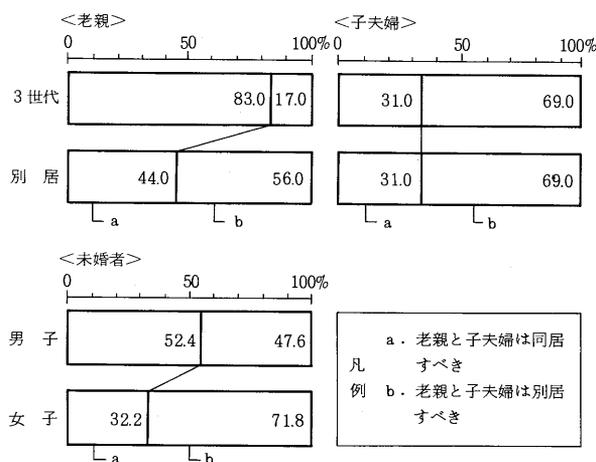


図2-1 親子の同居意識

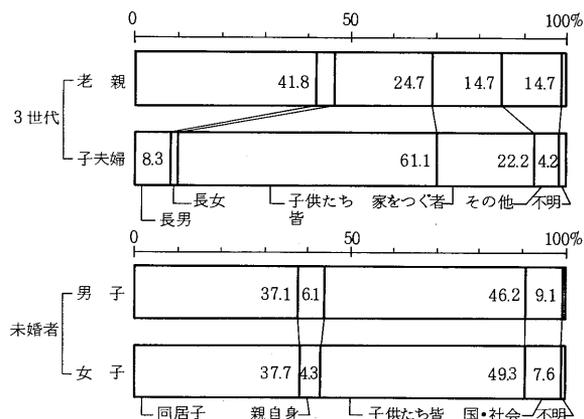


図2-2 老親の扶養義務

扶養すればよいとの志向が6割に達し、長子扶養義務をとるものは1割に満たない。この事実は、現在の3世代同居世帯のほとんどが長子同居であることを考えあわせると、1つの問題を浮び上がらせることになる。即ち老親は現在の同居相手である長子を当然の選択と受けとめ、他方長子側は、そのことに大きな不合理を感じつつ日々の同居生活を展開するといった矛盾した意識構成が存在していることである。未婚の青年層については、親の生活費負担は同居子負担とする志向と、子供の均等負担とする志向とに分解している。しかも若い世代であるにもかかわらず、老親の生活保障に対して、国や社会の負担義務を志向する傾向が極めて少ないことや、志向傾向に性差のない点は彼らの大きな意識特性として指摘される。

2-3 同居・別居の規定要因

老親との同居や別居を規定する際に影響を与えるだろうと想定される諸要因の位置づけについても、世代や立場による類似性・相違性が認められる。

3段階の採点評価法による諸要因群の影響度把握の結果をみると、概ね全ての世代にとって、「住居」は最も大きな影響を与える要因として認識されている。即ち住宅水準や住まいの状態はどんな立場の者にとっても、老親との同居・別居を決めるうえでの最も大きな規定要因として作用しているとみられる。また「住居」・「親の健康」・「子の経済力」の3要因は、別居中の子夫婦を除いて常に上位に入る影響度の高い要因となっており、同

居・別居の3大規定要因とみなすことができよう。

世代別の特性をみると、同居中の老親は各要因の影響度を全般的に低くとらえており、また「住居」よりもむしろ「親の健康」状態を最も影響度の高い要因と評価する特色がみられ、彼らの心身の退行が同居・別居に大きな影響を与えていることがわかる。また現在同居か別居かを問わず、子夫婦側はほとんどの要因に対して比較的強い影響度を認めているし、要因間の影響度評価の差も大きい。ただ同居中の子夫婦は「親の健康」に大きな影響力を認めている点は、老親の反応とやや共通するものがある。ところで同居・別居の選択が現実的課題になっていない未婚の青年層は、男女共一般的に各要因に対して、相当強い影響度を認めており要因間の評価差も小さい。特に現実の同居世帯がほとんど影響を与えないとみている「子の職業」状態に大きな影響度を認めており、ある意味では神経質な反応さえみられる。

このように、同居や別居の規定要因としての「住居」のもつ影響力の大きさは、高齢化社会での国民の住生活が矛盾なく成立するためには、住宅水準や居住環境の整備がいかに重要は課題であるかをいみじくも指摘しているとみて良いだろう。

またこの事実は、今日の住宅市場が、3世代同居に必要な住宅や居住環境を整えていないことを意味するだけでなく、別居形態を選択する者にとっても、彼らの住生活の展開に適した住居や居住環境が得にくい状態にあることを示していると言えるだろう。

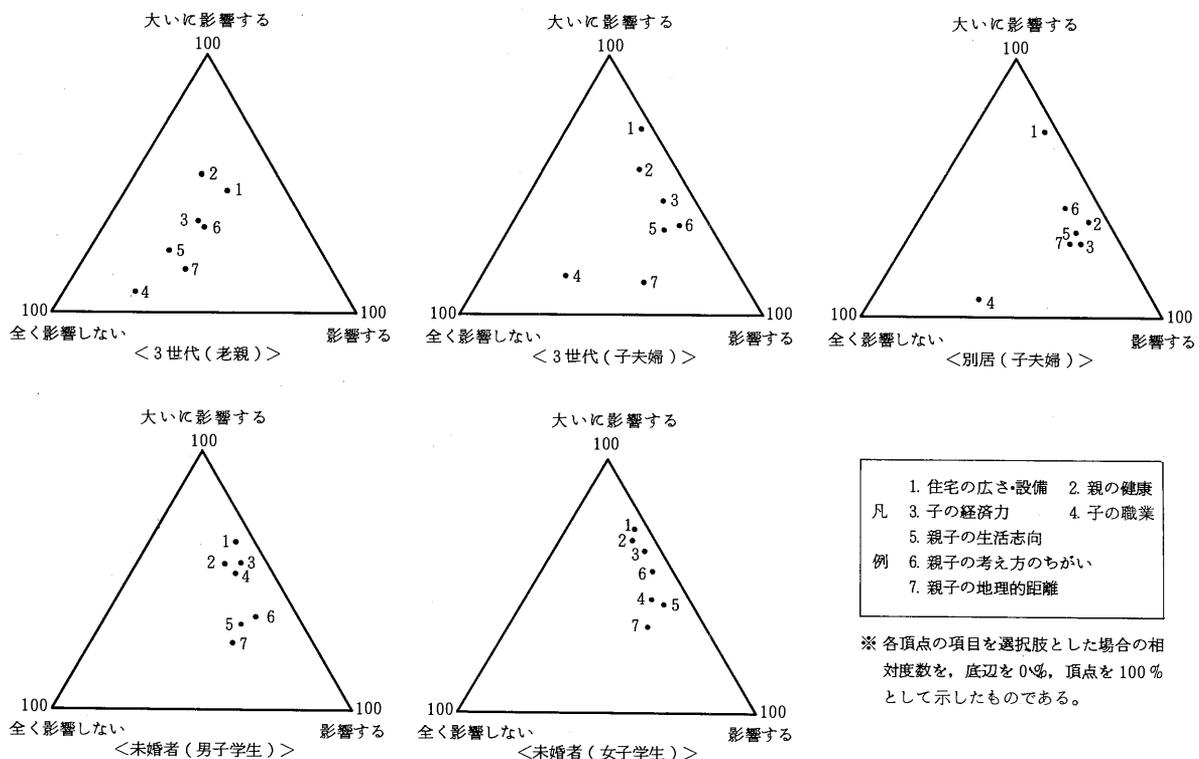


図2-3 同居・別居の規定要因

第3章 高齢者の住生活の特性

高齢化社会の住宅政策のねらいは、「器」としての「住宅」の供給だけでなく、そこで展開される住生活をより好ましいものとして実現しうる物的条件をいかにして整理するのかということにもある。このため、前年度研究に於いても、人間の高齢化現象が住生活領域にもたらす変化や、同居・別居における住生活の実態を整理した。その結果にいくつかの特征的傾向が把握された。ただそのことを住宅政策や住宅計画の条件としてフィードバックするためには、更に詳細な背景分析や客観化が残されていたのは既報の通りである。本章では高齢者の住生活を「家族との交流」・「同居時の生活の共同と分離」・「高齢者の住生活の統合・多機能化」・「居住地での隣人交流」といった4つの視点から新たな考察を試みることにした。そしてその成果を第4章の今後の住宅政策及び高齢者向けの住宅計画への確立のための視点として整理することとしている。

3-1 高齢者の家族生活の特性

(3世代同居の場合) 今回の調査対象は、地方都市の特性を有する居住者集団であったため、3世代同居家族は長男との同居が多く、同居開始も結婚と同時にいう「長男・生涯同居型」が中心となっている。ただ結婚後一時期別居後同居を開始した「長男・途中同居型」も一定数みられる。同居理由は、老親が夫婦健在か単身かといった存在形態によって異なっているが、一般には「家督相続」・「同居当然」論が強い。しかし老親の心身経済面の弱体化が同居に結びつく場合も多い。一般に3世代同居は、老親と子夫婦の両者のうち生活能力の高い方に弱い方が併合されるケースが多い。また今回の対象の場合は地方都市の特性を反映して、生活力に比較的稳定度の高い老親側に子夫婦が合流する傾向が強い。

ところで3世代同居世帯において、老親側の家族としての統合感をみると「全く1つの家族」・「だいたい1つの家族」といった認識が9割を占めており、統合感は概して強いとみられる。ただ前年度調査でも明らかにされている如く、同居世帯の統合感は同居期間の長短に強く規定されており、同居の時間蓄積効果が大きいことを今回も実証している。また3世代同居世帯で家族としての統合感をより強く形成するためには、特定の住空間や住生活行為を共同化・一体化することが重要であることも改めて証明された。特に家族団らんの中核的行為となっている「夕食」を共同化することは、そのプロセスはともかくとして、食べる行為の共有化によって、家族としての連帯観が育くまれる重要な基盤となっていることを示している。その意味では、3世代同居世帯における、老親の居住空間と子夫婦の居住空間の別棟化は、統合感

表3-1-1 調査対象の家族条件・住宅条件

(1) 3世代同居世帯

	夫 婦	単 身
家族人数	A V. 6.1人	A V. 5.1人
家族周期	第1孫 6~11才・31.1% " 12~14才・18.9 " 0~5才・13.2	第1孫 6~11才・24.6% " 15~17才・13.0 " 18才以上・13.0
年 令	A V. 67.2才	A V. 66.8才
職 業	無 職 …… 67.9%	無 職 …… 66.7%
健康状態	普 通 …… 67.0% 非常に健康 …… 27.4	普 通 …… 58.0% 非常に健康 …… 14.5
住宅の種類	戸建持家 …… 98.1%	戸建持家 …… 85.5%
部屋数	A V. 8.6室	A V. 7.4室
名 儀	自分たち …… 73.6 子夫婦 …… 17.0	自分たち …… 46.4% 子夫婦 …… 37.7

(2) 高齢者のみ世帯

	夫 婦	単 身
年 齢	A V. 66.3才	A V. 66.7才
職 業	無 職 …… 90.0%	無 職 …… 88.1%
健康状態	普 通 …… 40.5% 非常に健康 …… 9.5	普 通 …… 64.2% 非常に健康 …… 26.0
住宅の種類	戸建持家 …… 83.3%	戸建持家 …… 83.7%
部屋数	A V. 4.6室	A V. 4.8室

【3世代同居世帯の場合】

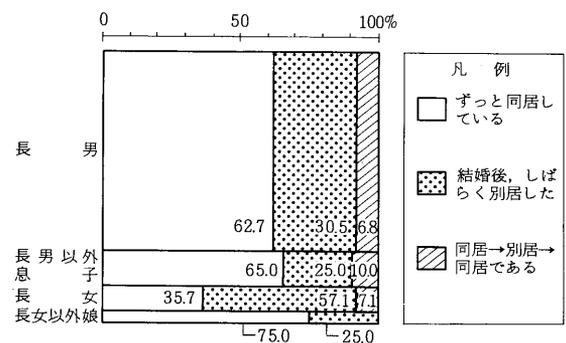


図3-1-1 同居相手別同居経過

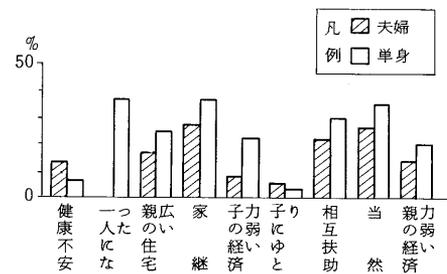


図3-1-2 同居理由

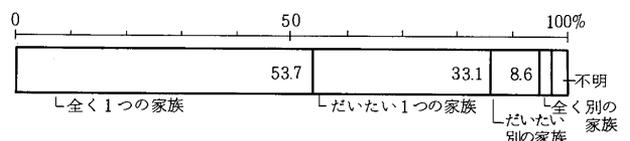


図3-1-3 家族の統合感

を低下させ次節で詳述するように、好ましい結果を与えておらず家族生活の面からは問題を提起している。

ところで心身の衰えによって介護を必要とする状態の到来することを、約8割の老親が予期している。またその際の終末介護の依頼先として「子供」を希望する者が圧倒的に多く、「自力」・「施設・病院」といった希望は少ない。更にその子供として「現在同居中の子供」を指定する者が6割に達しているものの、「それ以外の子供」を指定する者が3割みられる。特に家族としての統合感の低い老親は自己の要介護時の依頼先として、現同居相手以外の子供への依存や、現在と異なる居住形態を志向する率の高い点は、住み方評価のうえで重要な問題を問にかけていると言えよう。

(高齢者のみ世帯の場合) 高齢者のみ世帯の老親も約8割の人が2人前後の別居子を有している。このため高齢者のみ世帯で、別居すべき相手の存在しない全く孤立した層は比較的少ないと言えるだろう。ところで別居層の別居申し出者を見ると、「親子双方」の場合が最も多く、ついで「子供から」申し出ているケースが多い。これに対して「老親から」の申し出の少ない点が注目される。別居理由を申し出別にみると「子供の職業」・「気が合わない」といった本意別居に該当する理由は、子供達から別居を申し出ている層に多い。このことは、高齢者のみ世帯の中には、現状を、やむを得ず別居を強いられた生活であると受けとめている層もかなり存在していることを示している。

高齢者のみ世帯の老親と別居子との交流は、月に1~2回または週に1~2回が多い。ただこの交流頻度は別居子との地理的距離に規制され、近距離別居の方が当然のこととして交流頻度が高い。また遠距離別居層が、直接交流に代わる電話による交流を行っている率は低く、結局、別居子との交流は、その手段の直接性・間接性を問わず「近距離多交流」「遠距離疎交流」を招いているとみられる。なお、将来別居子との同居を予定している高齢者でさえ、その子が遠距離に居住している場合には交流は概して低調である。別居子との交流頻度は、家族としての統合感や一体感に大きな影響を与えていると言える。また高齢者のみ世帯で夫婦健在の方が、別居子との統合感は強く、単身化した場合、緊急時の相手に別居子を期待しながらも、統合感の低いことが注目される。特に単身独居老人の遠距離別居は彼らの住生活を孤独な状況に追いやっているものとみられる。

将来、介護を必要とする状態の到来することを8割の高齢者は予期しており、3世代同居の老人と類似した傾向を示している。また、その時の介護依頼先として別居子を指定する者が7.5割にも達している。この傾向は、将来子供との同居を志向しているか否にかかわらず共通して認められる特性である。とすれば将来の終末介護は

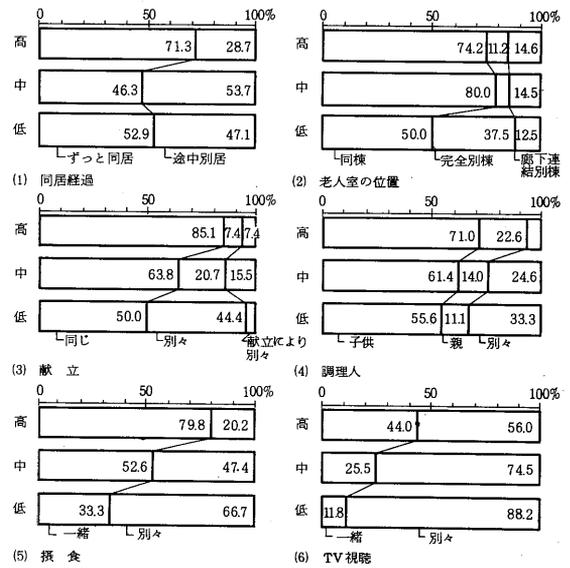


図3-1-4 家族の統合感に関わる要因

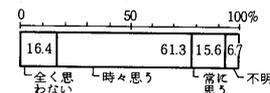


図3-1-5 将来の介護の必要性に対する不安感

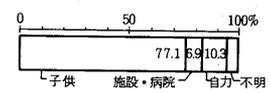


図3-1-6 介護の依頼先

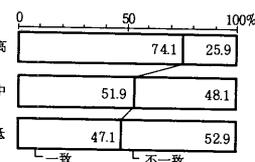


図3-1-7 「同居相手-介護依頼先」の一致・不一致と統合感

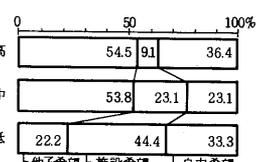


図3-1-8 介護希望と統合感(不一致層)

【高齢者のみ世帯の場合】

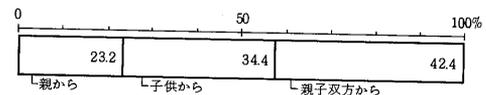


図3-1-9 別居申し出者

理由	住宅の広さ	子の職業	気が合わない	経済的に可能	健康	当然
親	13.8	13.8	3.4	24.1	17.2	27.6
子	2.3	48.8	7.0	9.3	7.0	30.2
双方	17.0	30.2	1.9	3.8	5.7	35.8

図3-1-10 別居申し出者別別居理由

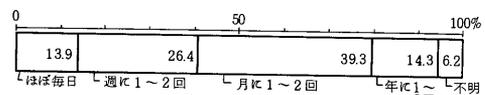


図3-1-11 別居子との交流頻度

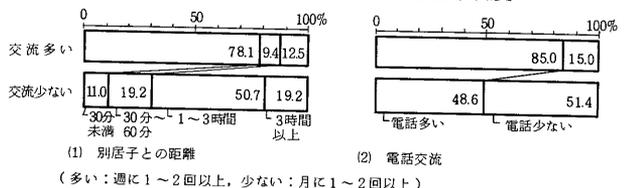


図3-1-12 別居子との交流頻度に関わる要因

別居子に依存しようとしながらも、現状は同居や交流を望まないか、期待できないでいる高齢者の別居居住には、家族生活上の大きな矛盾が含まれていると言える。

3-2 住生活の共同と分離

前年度研究では、3世代同居世帯の住生活の中で、食事行為、特に夕食の共同摂食が、家族の統合感や同居評価に望ましい結果を与えていることが把握されている。本年度研究では、食事行為の共同化を献立・調理・摂食のプロセスに分解し、その共同・分離の特性と、それを規定する背景要因の分析を試み、3世代の夕食の共同化がもたらす意義に、新たな考察を加えることとした。

(老人専用室について) ほぼ全ての者が老人専用室を保有しており、子夫婦と同棟同居の者は、夫婦で6.5割、単身で8割に達している。唯、別棟同居の老親の場合、その半数以上は廊下で連続した別棟となっている。また老人専用室の数は1室の者が夫婦で4割強、単身で6割強である。唯、同棟同居では老人専用室は平均1.5室であるが、別棟化すると増加ははじめ、廊下結合型で1.9室、完全別棟型で2.8室と上昇し住生活の分解を暗示している。簡単な調理空間(K)を老人専用室に保有している者は、夫婦で約2割強、単身で1.5割と比較的少ない。

(食事行為の共同と分離) 家族だんらんの核として重要な機能を有している夕食を、献立・調理・摂食のプロセス別に把握すると、老親の食事は子夫婦と「同献立」・「子夫婦側調理」・「同一摂食」といった傾向が強く、各プロセス段階での共同化率は6割強～8割強に達している。存在形態別には、単身老親に共同化率はやや高率である。全体としての食事行為は子夫婦依存型の「完全共同」が半数に達しており、摂食段階の共同化は、他のプロセスの共同化と強い相関を示している。食事プロセスが完全に分離している老親は夫婦で1.7割、単身で0.6割である。

食事形態別に選択理由をみると、共同化している層は、「話ができて楽しい」からが最も多く、食事状態も約9割の人達が「にぎやかである」と答え、そのことを「楽しい」と肯定的に評価している。このことは、前年度調査で仮説的に明らかにした如く、夕食行為が3世代同居家族にとって極めて重視すべきコミュニケーションの基盤になっていることを示しているとみてよいだろう。他方、分離化している層は、理由として「時間の不一致」だからといった外的要因が最も高い率を占め、本来的な分離理由とみられる「献立の異質性」をあげる率は低い。また食事の評価についても、肯定的評価の率は夫婦で6割、単身で5.6割と相対的に低下し、「何も感じない」といった無関心層が大幅に増加している。またこうした食事形態の決定者を見ると、老親が夫婦にしろ単身にしろ、「何となく自然に」といった慣習の成立が最も多く、次いで老親が自分達で選択した老親主導の決定が、夫婦で

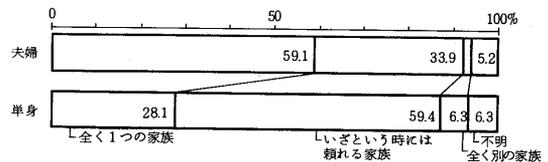


図3-1-13 別居子との統合感

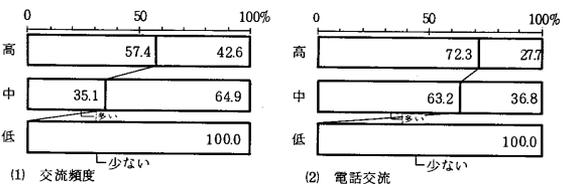


図3-1-14 別居子との統合感に関わる要因

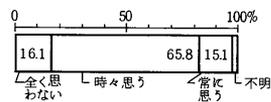


図3-1-15 将来の介護の必要性に対する不安感

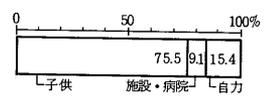


図3-1-16 介護の依頼先

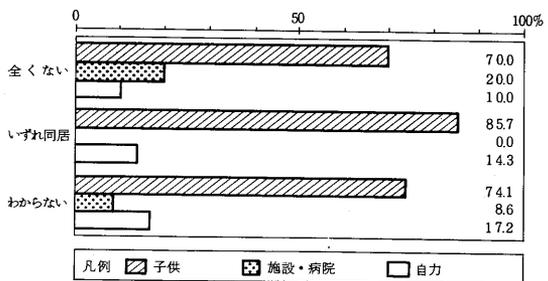


図3-1-17 同居予定別介護の依頼先

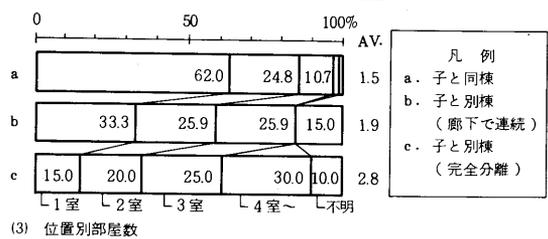
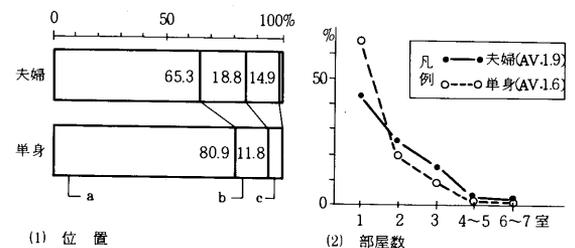


図3-2-1 老人専用室について

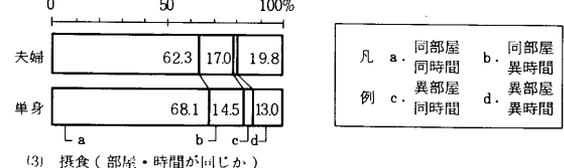
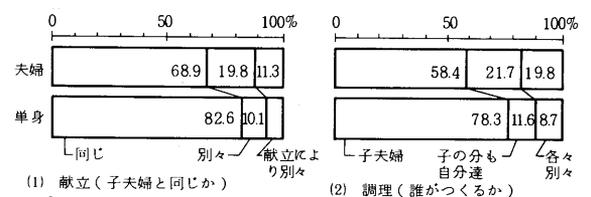


図3-2-2 夕食(献立・調理・摂食)の実態

2割強、単身で1.6割存在している。特に食事形態別に決定者の関わり方に違いが大きく、食事の分離度が高まるにつれて決定への老親の自主的参加度が増加している。また分離化している場合には、老親がその食事形式の選択に自主的に参加していない場合に、食事行為の評価が大幅に低下している事実は、住み方を考えるうえで留意すべき課題を示唆していると言える。

(食事形態決定の要因) 3世代同居世帯における食事行為の共同や分離は、住宅条件に強く規定され、居住方式に大きな影響を与えている。老人専用室数の増加や老人室の別棟化といった空間的・物理的水準の向上は、ある面では老親の居住水準の向上を意味するものである。しかし同時にそうした状態は、3世代同居の住生活を変質させ、食事の共同化を低下させる条件としても作用しかねない。即ち老人専用室の数が多くなり、棟が分離化することは、献立・調理・摂食のいずれの過程においても分離を促進している。また3世代同居世帯が、別棟形式であっても、子夫婦側の住居と廊下で結合されている廊下結合型別棟かそれとも完全別棟かでは、夕食形態が異なっている。このことは、住生活空間としての同一性・連続性が高いほど、言い換えれば不連続性が低いほど、食事行為は共同化率が高くなっていることを示している。

また、老親の存在形態別にみれば、夫婦の場合、共同化率は5割強であるが、単身の場合は6.6割と増加しており、単身化が老親の生活の子夫婦側への包括化につながる特性のあることが前年度調査同様明らかになった。

(夕食の共同分離と総合感) 食事行為の共同・分離と家族感が深くかかわること、また総合感の高低が同居のメリット評価を規定していることは、前年度研究で明らかにした点である。今回の調査結果においてもその事実は更に明確に確認されており、夕食の一連のプロセスをすべて共同化している同居世帯では家族の総合感の高い層が約7割に達しているが、夕食を完全な形で分離している世帯では総合感の高い層は2割と大幅な低下を示している。しかし、居住形態別に統合感の高低をみると、同棟同居世帯で統合感の高い層は5.5割と高いが、別棟同居でも統合感の高い層は5.5割存在している。このことから、統合感の高低は単に住空間形式の共同分離よりも、住生活行為の共同分離に多く規制を受けていることが指摘できる。

以上の住生活特性から1つには3世代同居における老人専用室数や、老人室の位置といった空間的・物理的条件が、同居時の住生活の内容を大きく規定していることが判明した。また、3世代同居をしながら、老親と子夫婦の住生活行為を分離することは老親の孤立感をつのらせ、家庭生活面での総合的なメリット評価を大きく低下させることになっている。従って3世代同居世帯の老親

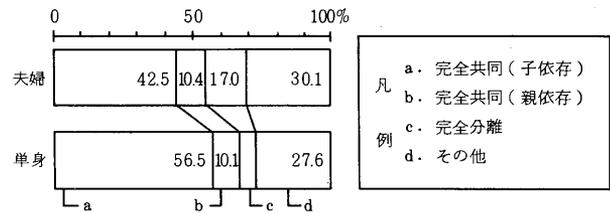


図3-2-3 夕食の献立・調理・摂食タイプ

表3-2-1 共同摂食の理由 (%)

	1. 片付け簡単	2. 話ができて楽しい	3. 何となく安心	4. 献立が同じ	5. 部屋がない	6. 習慣	7. その他	8. 不明	計
夫婦	4.5	47.0	3.0	12.1	0.0	28.8	0.0	4.5	100.0
単身	6.4	44.7	8.5	8.5	0.0	25.5	0.0	6.4	100.0

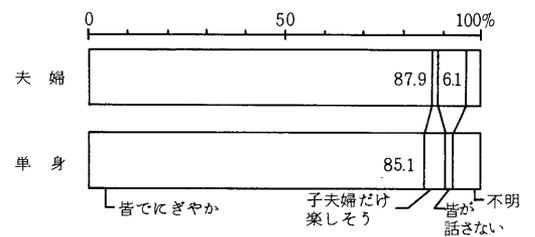


図3-2-4 夕食中の状態 (共同摂食の場合)

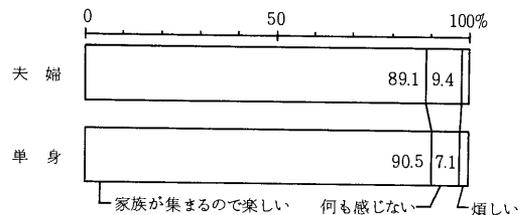


図3-2-5 共同摂食に対する評価

表3-2-2 分離摂食の理由 (%)

	1. 時間の不一致	2. 話題の不一致	3. 落ち着かない	4. 献立が別々	5. 食事室が狭い	6. 習慣	7. その他	計
夫婦	40.5	2.7	2.7	29.7	5.4	5.4	13.5	100.0
単身	50.0	6.3	6.3	25.0	0.0	12.5	0.0	100.0

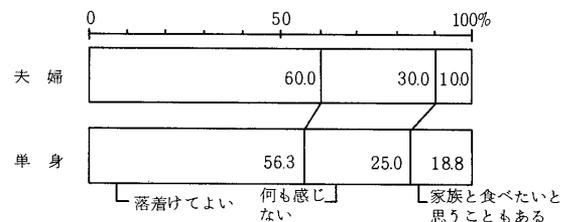


図3-2-6 分離摂食に対する評価

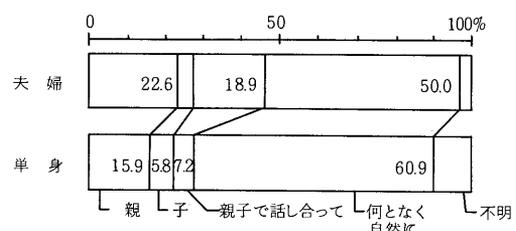


図3-2-7 食事形態の決定者

と子夫婦が、家族としての一体感を形成し、同居の評価を高めるうえで、夕食の共同摂食は重大な意味をもっていることも判明した。これらの事実は好ましい3世代同居のあり方に対して住空間の構成・住戸形式・住み方様式といった面に、新しい視点を導入する必要性の高いことを示していると言えるだろう。

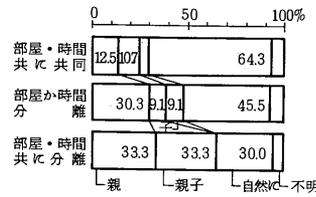


図3-2-8 摂食形態別決定者

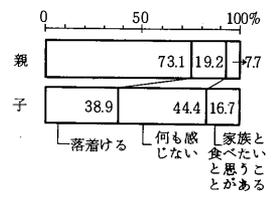


図3-2-9 食事形態別決定者別評価(分離世帯)

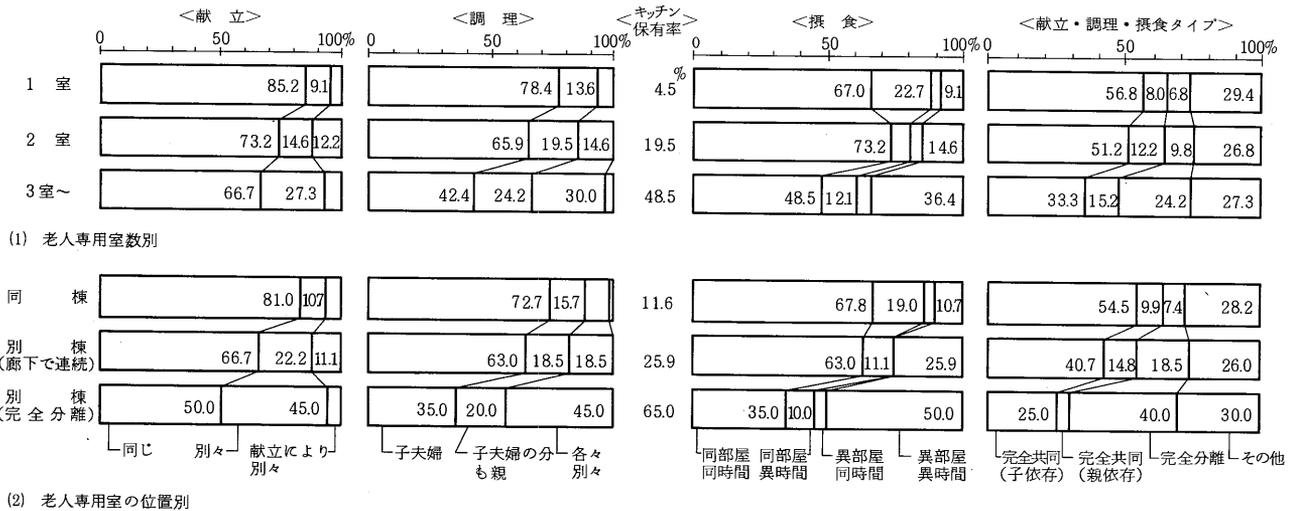


図3-2-10 夕食プロセスの規定要因

3-3 住生活の統合・多機能化

高齢者の住生活様式の特徴は、1つの居室空間の中に多くの住生活の機能を持ち込む多機能的现象を呈していることにある。ただこうした傾向は、住生活行為の純化・統合化といった肯定的側面と、住生活の機能の基本的な秩序立てを欠いた混乱化という否定的側面の2つの可能性を有しているとみることができる。前年度研究で一般的特性として把握した高齢者の住生活の多機能化特性をここでは詳細に整理し、彼らの好ましい住生活様式を確立するための基準となるべき条件を考察した。

(3世代同居世帯の場合) 最も日常的な住生活行為5種一食事・就寝・娯楽・接客・その他一の老人専用室への持ち込み率は、1室当りで見ると室数の減少と共に増加している。即ち老人専用室1室当りに持ち込まれている住生活行為の種類を平均値で見ると、老人室が1室の場合、夫婦で2.5種類、単身で3種類に達し多機能化している。そして2室では1.6種類、3室では1.3種類と順次減少している。ただ持ち込まれる種類の総数は、老人専用室の増加と共に増える傾向がみられる。このことから老人専用室の増加が、3世代同居世帯においては高齢者の住生活の個室化を促進させることになっていると思われる。また、老人専用室のTVの有無別に持ち込まれる住生活行為の種類をみると、TVを有している老人室の方が住生活行為数は、平均1種類(3行為分)多くなっている。

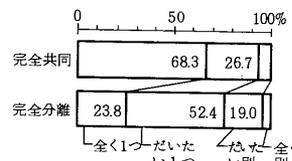


図3-2-11 夕食タイプ別統合感

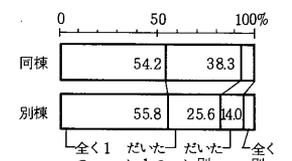


図3-2-12 老人室の位置別統合感

【3世代同居世帯の場合】

表3-3-1 老人専用室でのもちこみ行為種類数

		種類数					計	もちこみ総数(AV)	1室当りもちこみ数(AV)
		1種	2種	3種	4種	5種			
1室	夫婦	14.6	51.2	14.6	7.3	12.2	100.0	2.5	2.5
	単身	7.3	19.5	36.6	34.1	2.4	100.0	3.0	3.0
2室		7.7	26.9	26.9	23.1	15.4	100.0	3.1	1.6
3室		5.9	5.9	5.9	47.1	35.3	100.0	4.0	1.3

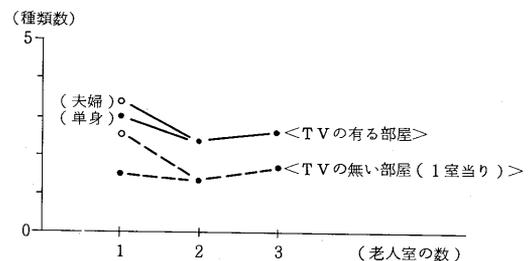


図3-3-1 TVの有無別もちこみ生活行為の種類数(AV)

る。このように高齢者の住生活で、老親が自室内にTVを持ち込むことは、その部屋に彼らの日常生活が集中し、多機能化を一層促進させる条件になることが認められる。次に老人専用室数別持ち込み行為タイプをみると、1室の場合、夫婦では「就寝+娯楽」系行為の多機能化量も多い。ところが1室でも単身では「就寝+娯楽+接客」系といった行為の多機能化が多くなっている。また2室・3室と老人専用室が増加すると、「就寝室」の単機能化が少し進行している。老人専用室の位置別に多機能化傾向をみると、同棟同居では専用室数が少ないこともあって、そこで就寝を中心に多機能型の住生活を展開している。しかし別棟同居では、就寝機能の分解が進み「就寝室」としての単機能化が進行している。ただ完全別棟型になると、食・寝を共有化した多機能化も大幅に増え、高齢者の住生活が1室で完結する傾向を生じさせる。老人専用室に持ち込まれる住生活行為の多機能化は、室数や位置によって、行為の組合せ・量に違いがある。しかし結果的には、行為の量的増加と食・寝機能の持ち込みが、高齢者の日常の在室時間を大きく拘束することとなり、多機能化した住生活を営む者程在室時間が長時間化する傾向を示しており、高齢者の住生活の孤立化が認められる。

(高齢者のみ世帯の場合) 高齢者のみ世帯では、日中主に過ごす部屋(即ち生活の拠点)が住生活機能の最も多くが集中している部屋になっている者が7割強に達している。この点は3世代同居の多機能が就寝室で展開されるのとは異なる特性となっており、高齢者のみ世帯で就寝室の分離がある程度進んでいることを示している。その日中主に過ごす部屋での住生活行為の種類は、単身で平均2.5種類、夫婦で平均2.3種類である。ところでその部屋における住生活行為の種類を組み合わせ方をみると、「娯楽+食事行為」を中心に多機能化する層と、「娯楽+非食事行為」を中心に多機能化する層とがほぼ4割ずつに2分している。しかし高齢者の存在形態別にみると違いが認められる。即ち単身高齢者の場合には、「娯楽+食事」行為を中心に「就寝」機能を加えて多機能化する者が3割強に達し、相当数の高齢者が日中主に過ごす部屋を、全ての生活の場として使用されていることがわかる。これに対して夫婦の場合には、「娯楽+就寝」や「娯楽のみ」といった少機能の傾向がみられる。このことは、夫婦の場合、居室占有面積が単身よりも拡大するため自ずと多機能化に制約が生じたものと思われる。

また高齢者のみ世帯の場合、夫婦であっても住生活の同質化傾向は、若い核家族よりもかなり高いとみられる。このため居室における行為の多機能化が直接的に住生活の混乱や矛盾に結びつくとは言えない。このため、多機能現象を評価する基準として、今回は日中主として過ごす部屋で多機能化している行為の内、就寝と食事行為に

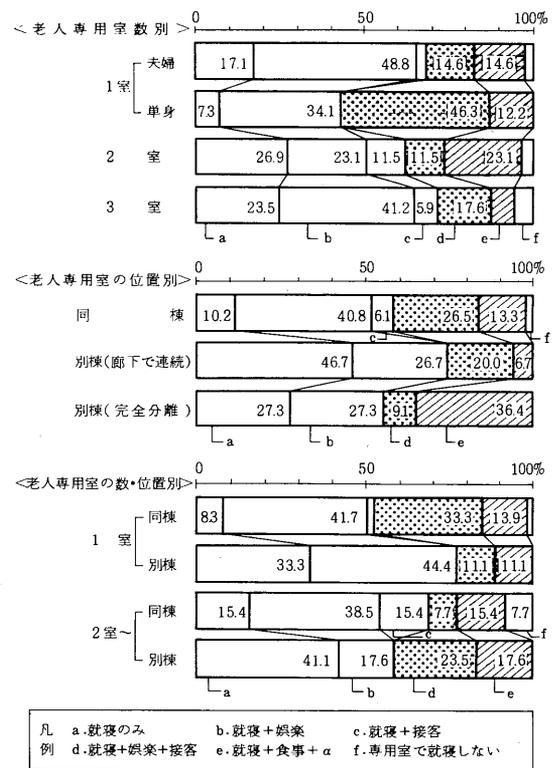


図3-3-2 老人専用室(就寝空間)での行為の組合せタイプ

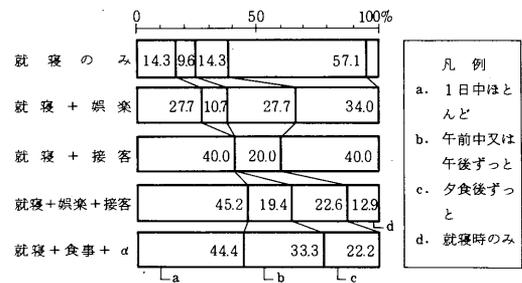


図3-3-3 老人専用室での行為タイプ別在室時間

【高齢者のみ世帯の場合】

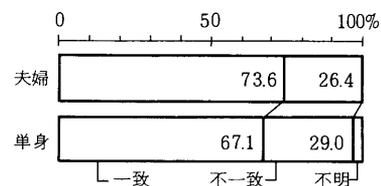


図3-3-4 日中主に過ごす部屋と最多機能室との一致率

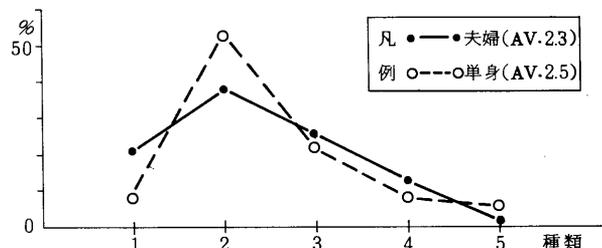


図3-3-5 日中主に過ごす部屋での行為の種類数

限定して、高齢者の「食器の片づけ」・「床のしまつ」の積極度から、統制型及び混乱型の分類基準を設定した。この評価基準によると多機能化によって混乱が生じているとみられる者は全体の1.5割程度存在している。これらの人を存在形態別にみると、単身の者が2割と高い。ところでこうした高齢者の住生活に特有の多機能化を「混乱」に導く背景要因としては、「生活に対する規律性」の低さや「別居子との交流」の少なさ等が影響していることが認められる。また属性的要因として「健康状態」が良好でないことや、「年齢」が70歳以上であることが「統制」型の多機能を維持するうえで阻害要因となっていることも認められる。

このように高齢者の住生活の多機能化はごく一般的な住生活特性として指摘することができる。またその多機能化の内容は、老人室の規模・位置等によって異なる状況となって生じている。3世代同居世帯では、老人専用室が単室の場合、同棟同居であれば多機能化を促進しているが、別棟同居ではむしろ老人専用室を就寝機能に単機能化し他の機能を子夫婦側の空間に共同化させる結果を招いている。ところが老人専用室数の増加は、同棟同居の場合、行為の分散を促進し、少機能化させるが、別棟同居では就寝機能の単一化と同時に、子夫婦から独立した住生活空間の形成を招き、老人専用室での多機能化を増加させる結果となっている。しかも老人室の多機能化は、老親の孤立した閉鎖的住生活を結果的に展開させるという点で、家族生活や住生活上の問題を提起している。一方、高齢者のみ世帯では、住宅水準の上昇と多機能化による住生活の「混乱」との直接的なかわりの低い点が特徴的である。勿論、年齢の上昇やそれともなう健康の衰えは、多機能化した老親の住生活を「混乱」型の状態に変質させることは避けがたいとしても、別居子との交流や日常の各種住生活の局面での対応姿勢における規律の確立が、住生活全体の積極化を招き、「統制」型の1室多機能型住生活を実現することになっている。こうした高齢者の住生活特性から、高齢者の住生活は、食寝分離論に代表される通常の平面計画基準とは異なる評価基準を設定することが必要であると言える。そして、3世代同居にしる別居にしる、高齢者の住生活が「混乱」や「矛盾」のない姿で展開できる空間と住み方の確立が検討されねばならないだろう。

3-4 高齢者の居住地生活と隣人関係

高齢者が、居住地コミュニティになじみにくいとされる最大の阻害条件は、居住地周辺に同年代の高齢者が存在しないということにある。このため、今回の調査では、高齢者と居住地における隣人関係のかかわりをこうした視点から明らかにし、今後の居住地計画として配慮すべき課題を整理することとした。

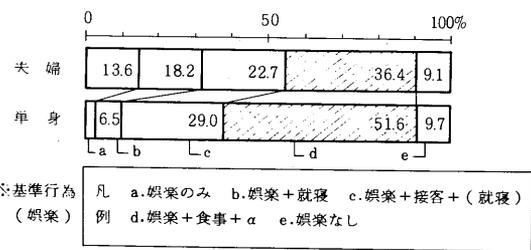


図3-3-6 日中主に過ごす部屋での行為の組合せタイプ

表3-3-2 日中主に過ごす部屋での多機能化の分類

タイプ	夕食後の食器の片づけ	寝床の片づけ	出現率	
			夫婦	単身
混乱型	娯楽+就寝+(接客)	斜線	14.0%	21.0%
	娯楽+食事	斜線		
	娯楽+食事+就寝	斜線		
統制型	上記に属さないサンプルすべて		86.0%	79.0%

斜線 食器・寝床の後始末がすぐに行なわれない状態を示す

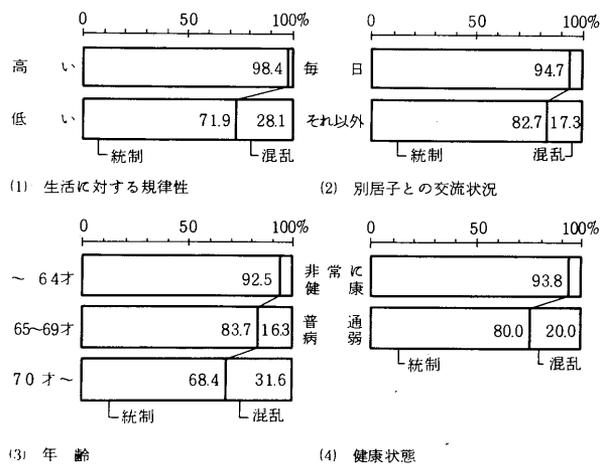


図3-3-7 多機能現象が混乱化する背景要因

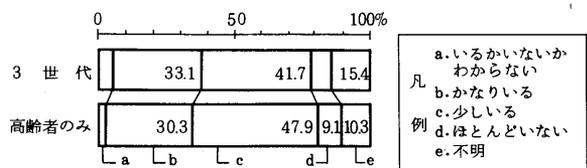


図3-4-1 徒歩圏内にいる同年代層の認知程度

表3-4-1 同年代層の親しい隣人の数(徒歩圏内)

世代	1. つきあいは全くない	2. 1人	3. 2人	4. 3人	5. 4人	6. 5人	7. 6人	8. 異世代とだけつきあっている	9. 不明	計	AV. (人)
3世代	21.1	5.7	14.9	17.7	5.1	12.6	12.6	4.0	6.3	1000	2.6
高齢者のみ	22.4	8.5	16.4	15.2	3.6	10.3	12.7	3.6	7.3	1000	2.5

世代	性別	同年代有・異世代有		同年代有・異世代無		同年代無・異世代有		同年代無・異世代無	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
3世代	夫婦	24.5	38.7	4.7	22.6				
	単身	80.4	46.4	2.9	18.8				
高齢者のみ	夫婦	30.1	35.8	4.1	22.8				
	単身	19.0	50.0	2.4	21.4				

図3-4-2 交際相手の年代パターン

高齢者の約8割近い人達が、自分の居住地周辺（徒歩圏内）に同年代の人が住んでいることを認知しており、その同年代存在率はかなり高い。（前年度調査は、対象が大都市型であったのに対し、今回のそれが地方都市型対象になったためと思われる）。このため近所で親しく接している隣人の人数についても、同年代間のつきあいだけでも3世代同居世帯で平均2.6人、高齢者のみ世帯で平均2.5人と前年度より多い。同年代異世代を問わず親しく接している隣人が皆無の高齢者が2割存在しており、都市高齢者に比べると低率とは言え、居住地において隣人網から切り離された高齢者が、一定量存在することは注目される。また、異世代の人とのつきあいは、同年代の人とのつきあいが展開されてはじめて可能となり、同年代の親しい隣人はいないが異世代の親しい人がいるとする高齢者は、同居層・別居層とも0.5割程度しかみられない。また居住地周辺での自分と同年代層の存在の認知程度によって親しい隣人の数は変化している。即ち、同年代層の存在の認知度が高い人達程、同年代・異世代共に、親しくしている隣人数が多くなっている。このことは高齢者の隣人関係が同一年代層だけにクロードされ、また居住地の構成メンバーに対する認知の程度の高さに大きく規定されていることを示している。特に高齢者のみ世帯で単身化した高齢者の場合は、異世代との交流が低下する特性が認められ、生活活動の縮少が生じている。

居住地での隣人関係が成立するきっかけは、「近所」であったことを理由にするものが最も多く、次いで「趣味・老人クラブ」でとするものが多い。このことは高齢者の人的つながりが、自宅とコミュニティ施設の両端で接触可能な人に限定され、点的要素で成立していることを示し、限定された活動領域を基盤にしているとみられる。また親しい隣人の皆無の高齢者はその理由として、「きっかけがない」「気の合う人がいない」等の要因を挙げている。しかし、彼らは現在の居住地での隣人関係に対して概して肯定的評価を与えており、「今のままでよい」と受けとめている層が8割前後に達している。

ところで、高齢者には居住地の近くでの親族の居住率は比較的高いとみられる。例えば徒歩圏内に「子供」が居住している率は、3世代同居世帯の場合約4割弱、高齢者のみ世帯の場合で約4割強である。しかし、高齢者の同居・別居といった住み分けと、子供の近接居住とは必ずしも相関していないと言える。次いで「その他の親族」「自分のきょうだい」が約2～3割の人に存在しているとみられる。また単身か夫婦かといった存在形態も、同居地での親族の近接居住と必ずしも相関を有しているとは言えない。

居住地周辺での親族近接居住と、親しい隣人の人数との間には一定の関わりが認められる。即ち、3世代同居世帯、高齢者のみ世帯に関わらず、「きょうだい」や「親

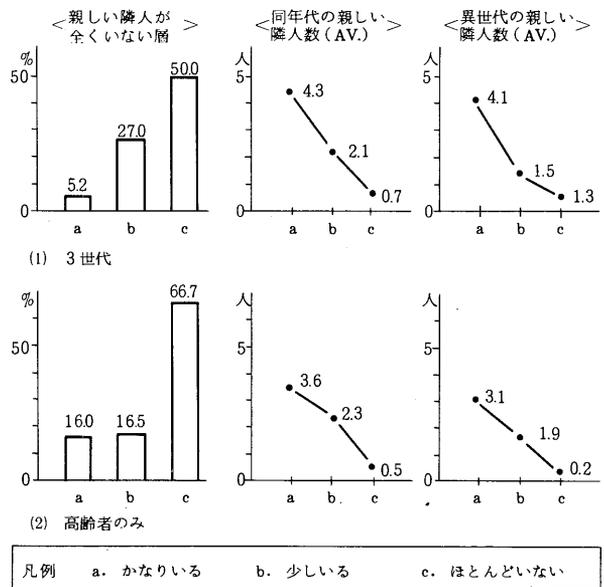


図3-4-3 同年代層の認知程度別親しい隣人の数

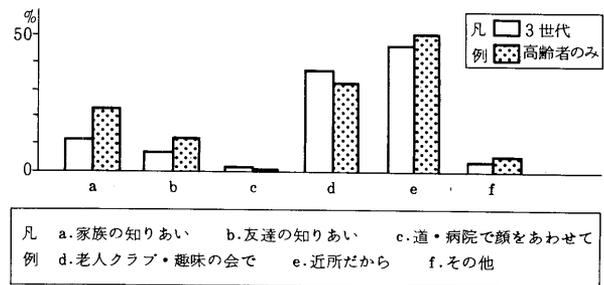


図3-4-4 親しい隣人と知りあったきっかけ

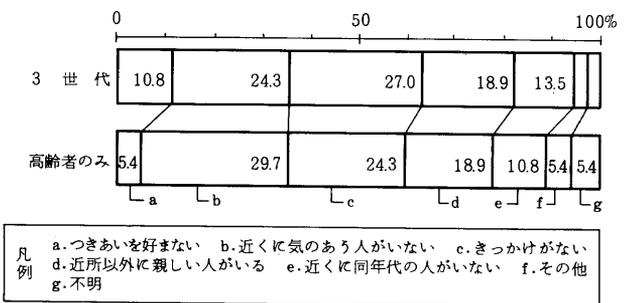


図3-4-5 近所に親しい隣人のいない理由

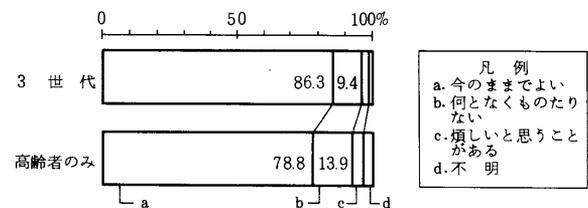


図3-4-6 隣人関係に対する評価

	子ども	自分のきょうだい	その他の親族
3世代	38.3%	17.7%	29.1%
高齢者のみ	44.8%	24.8%	26.7%

図3-4-7 徒歩圏内の親族居住率

せき」が近接居住している場合は、老親の親しい隣人数は増加している。このことは徒歩圏内の居住地内に「きょうだい」「その他の親族」といった親族の存在がある場合には、その人達と接触することが必然的に老親の外出を促進させ、そのことが老親を住まいの外に向かわせることへの抵抗感を緩和しているとみられる。従ってその結果、老人コミュニティへの参加の機会も高まり、同世代間や異世代間の隣人との交際を可能にする契機を与えることにつながっているとみられる。

老人専用室での在室時間は、隣人活動が活発な層ほど短縮している。例えば親しい隣人が皆無の高齢者と、親しい隣人が4人以上存在する高齢者との間には、平均在室時間得点で1.5の開きが生じている。このことは、隣人のいない理由として「近所以外にいる」と答えた高齢者も含めて、近くに親しい人がいないことは、結果的には、高齢者の生活をますます内向的孤立化したものに向かわせる要素になるものとみられる。

こうした隣人関係にみられる特性は、高齢者にとって居住地生活が好ましく成立するための条件として、日常の徒歩圏内の居住地周辺に、同年代層の高齢者が一定量存在していることが必要であることを示している。そしてそれが好ましい状態で維持されるためには、その生活圏内に親族網の一部も成立していることが望まれよう。こうした人的条件に加えて、高齢者が参加しやすい老人コミュニティ施設が準備されることによって、親密なつきあいの展開が本来的に可能になるとと思われる。そして居住地の隣人関係はそのことを前提にして、異世代間へ交流幅を拡大することも可能となるものとみられる。

3-5 住みかえと住生活の変化

前年度の研究では都市部の高齢者の場合、彼らの住宅水準は夫婦世帯と単身世帯とで、持家率に相当の開きが生じていた。このことは多分、配偶者欠損という事態が高齢者の住生活に、何らかのディメリットの影響を与える要因となって作用することを示唆していた。今回の研究ではその事実を解明することが1つの目的であったが、対象が非都市的要素をもち、全体的に居住水準が恵まれていたため、配偶者欠損（単身化）による居住水準の変化を十分には把握しえなかった。ただ高齢者の住宅履歴や住生活の変化等においての問題点は新たに明らかになった。

高齢者の結婚後の住宅移動の履歴（住みかえ）をみると、3世代同居世帯では結婚以来同一住宅に居住している定住層が夫婦で3.3割存在する。単身で2.2割とやや低い。また住宅の住みかえにみる所有形態間の移動では、借家から持家への上昇が最も多い。また平均住みかえ回数は夫婦で2.4軒目、単身で2.7軒目となっている。そして、結婚時に借家に入居した者の8割は、持家に到達し

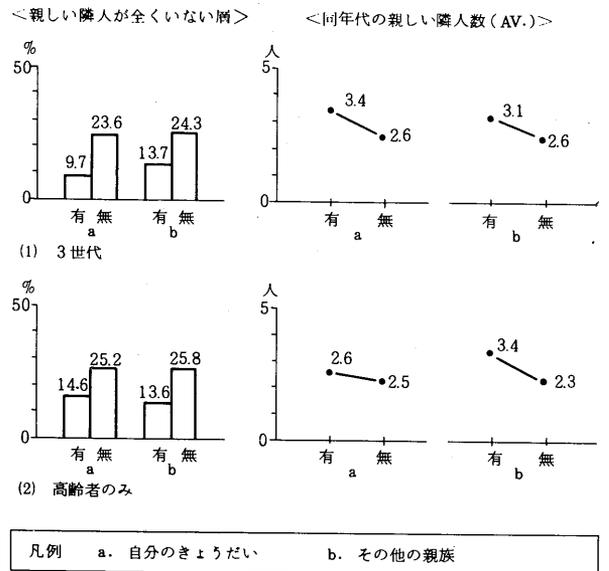


図3-4-8 親族の近接居住の有無別親しい隣人数

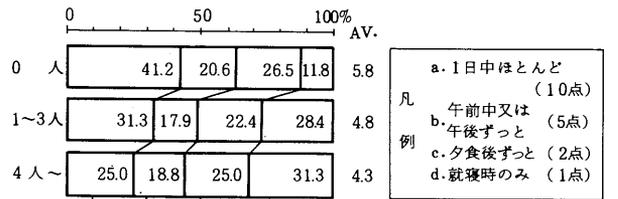


図3-4-9 親しい隣人の数別老人室での在室時間

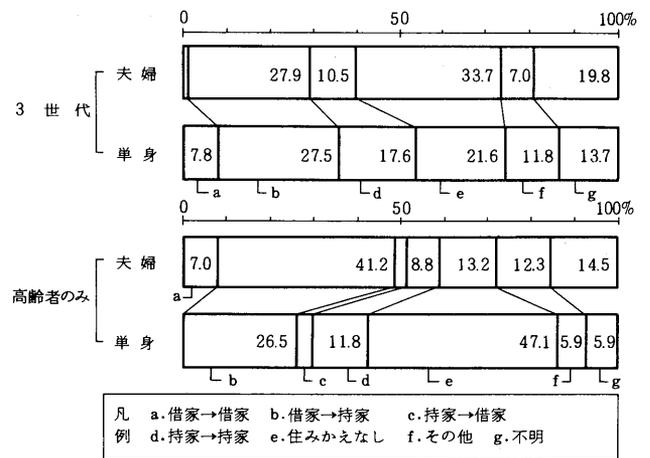


図3-5-1 結婚後の住みかえパターン

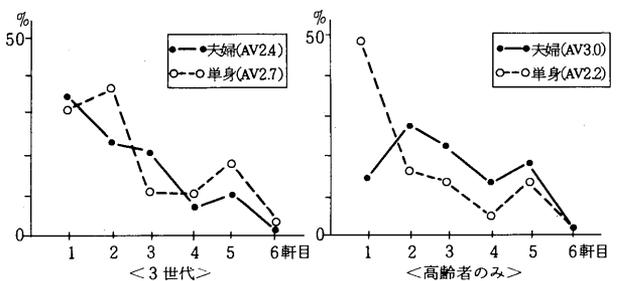


図3-5-2 結婚後の住みかえ回数

ており、都市部とは異なる特性が認められる。更に3世代同居世帯の同居時の住宅移動をみると、子夫婦側から親の住宅への移動が、夫婦で6割、単身で5割に達し、逆に老親側から子夫婦の住宅への移動は極めて低率であり、住宅条件の面から言えば、3世代同居は老親に併合され開始する傾向が強い。他方、高齢者のみ世帯では住みかえの回数は夫婦で3.0軒目、単身で2.2軒目に達している。またここでも結婚時に借家に入居した層の約7.6割は持家化を果している。子供と別居する際の住宅決定については、子夫婦側が他所に住宅を求めて分離している場合が多く、老親側から家を出て分離する例はほとんどみられない。このことは、今回の対象の場合の如く、老親側の居住水準が恵まれていると、同居・別居の選択は当然のこととして老親の住宅を起点に展開することを示しており興味深い。またそうしたことは、老親側の住宅移動が様々な理由から困難性を有しており、今日の流動化している住宅市場になじみにくい条件を有していることを示唆するものと言える。地域性もあろうか、全高齢者の中で、過去の居住経験の中に、中高層集合住宅での居住体験を有する者が1割にとどまっている点も、高層化・集合化の中で対応を考えるうえで1つの問題点を提起している。

3世代同居の高齢者のうち、配偶者を欠損している人達の平均離死別後の経過年数は12.4年に達している。しかし実際の度数分布では10年未満の者が5.6割に達している。ところで配偶者欠損によって老人室の広さや便利さに変化のあったとする者は6割みられ、居住条件変化にかなりの影響を与えていることがわかる。また家族との食生活の仕方に関しては、配偶者欠損によっても以前の住生活との間には若干の変化が生じている。更に各種の日常生活行為についても、3世代・高齢者のみ両者の老親をみると配偶者欠損後「別居子や孫との交流」・「近所づきあい」といった人的交流面には変化がないとする者が多い。また変化があったとする行為の内容をみると、「TVをみる時間」・「掃除・片づけの頻度」・「部屋の使い方」といった、個人的要素の強い行為についてはマイナス側の変化が生じており、生活の規律性が低下しているとみられる。ところが、「起床時間」・「食事時間」といった個人的要素をもちながらも、家族としての共同行動を求められるような行為については、3世代では単身化した方が、むしろ規律正しくなったとするプラス側の変化が多い。また「老人センター等の訪問回数」・「友人や知人との交流」といった趣味・娯乐的要素の強い人的交流について、単身化した後にむしろ増加し、親密になったとする者が多い。このことは、3世代同居世帯のように配偶者欠損による単身化は、住生活の一層の共同化を促進する場合や、高齢者のみ世帯のように単身化が、生活の時間的周期面の変化に影響を与えない場合もみら

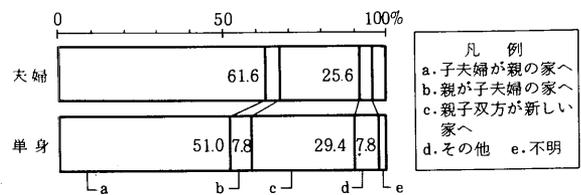


図3-5-3 3世代同居時の住宅移動

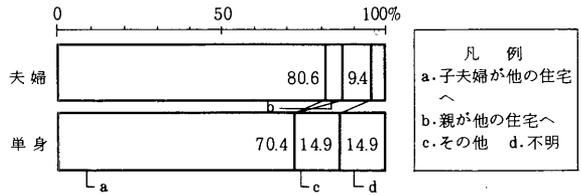


図3-5-4 別居時の住宅移動

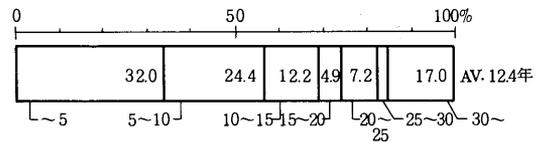


図3-5-5 配偶者欠損後の年数 (3世代)

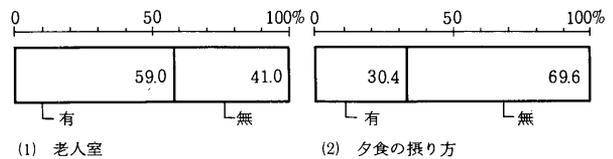


図3-5-5 配偶者欠損後の年数 (3世代)

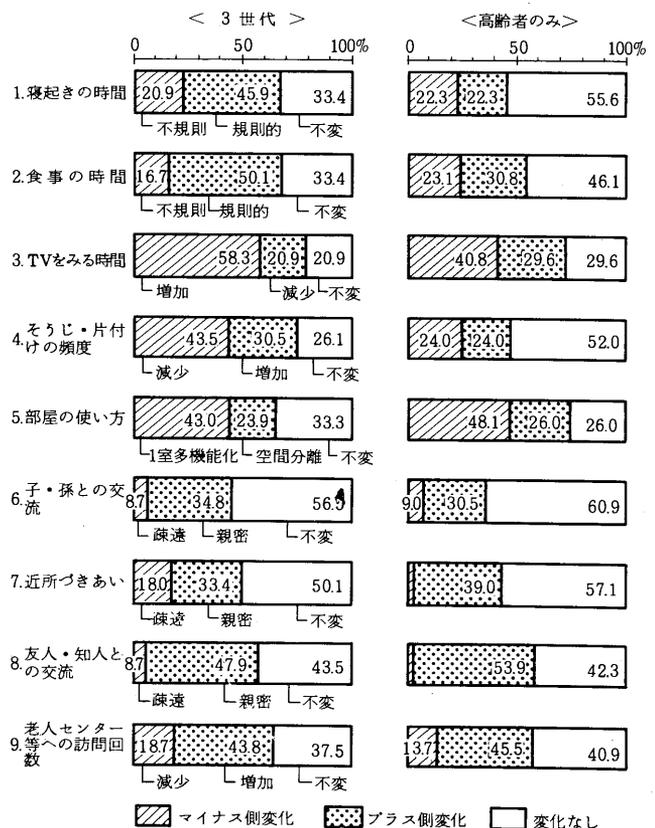


図3-5-7 配偶者欠損による各種日常生活の変化

れる。他方身の周りの生活行為に対するメリハリといった点では、かなりの自主性が増すこともあって、逆にケジメといったものを欠如させる現象が生じる可能性の高いことを示している。そのことを短絡的に住生活の良悪評価に結びつけることは避けたいが、配偶者欠損は、住空間や住生活様式にかなりの変化を与えることは確かである。従ってそうしたことが高齢者の住生活の質的低下や隋性的生活の移行への引き金にならないような手段を、これからの住み方の工夫として配慮することも必要であると思われる。

第4章 高齢化社会の住宅政策の視点

人口の構造の高齢化や核家族化の急速な進展は、私達に従来の社会とは異なる住生活のあり方を求めてきている。これまでの価値観からすれば、結婚した子夫婦と老親との住み分け方の選択は、居住形態としての同居か別居かだけを選択すればすむことであった。しかし今日の社会のように個々の家族の住み方にみられる排他的個別化の志向が進むなかでは、単に住み分け方の選択だけでなく、そこでどのような住生活を展開することが必要なのかといった住生活のあり方も一体となって選択の内容が問われることになると思われる。逆に言えば、高齢化社会における高齢者の住み方は、同居か別居かといった表面上の姿だけで、その良し悪しが評価されるものではないことに留意しなければならないだろう。そのことは、老親と子夫婦の別居居住が必ずしも棄老的で悪い選択であるとは言えないのと同様に、伝統的居住形式である3世代同居もまた、3世代同居であるが故に封建的で好ましくないといった評価は皮相的评价であることを意味している。

住宅政策の側からみて、重視しなければならない課題は、むしろ同居だとか別居だとか言った住み方がもつ住生活上の意味合いを明らかにすることと、その中で展開される住生活が、1つの家族としての連帯性をもった生活単位（私達がこの研究の中で統合感の高い家族と称してきたもの）を形成するのに寄与することである。言いかえれば整備すべき物的条件や居住地の基盤、あるいは実現のための手法がどのようなものであるかを整理することにあると言えるだろう。この点からみれば、今日、民間、公共を問わず、高齢者向けの住宅計画として試みられている各種の計画や施策も、住宅プランの多様化や医療・介護サービスの充実を形式的に追いすぎており、家族生活全体を支える住生活の実現という点からみれば、不十分な面を多く残したままである。もちろんその限界は現行の住宅行政や福祉民生行政の制約の中では止むを得ない面もあるかもしれないし、民間のコマーシャルベースの視点に立てば、当然の結果なのであろう。し

かし少なくとも今後の住宅政策が、高齢化社会の住宅需要に有効に対応してゆくためには、その課題は看過することのできないものと思われる。

とにかく住宅政策に求められてくることは、住宅や居住地条件の貧困さが、人々の老親との住み分け選択を制約することのないように、そしてその選択された住み分けが、高齢者とその家族にとって好ましい状態を実現できるように、物的基盤や制度を早急に整えるそとである。それでは、具体的に高齢化社会でどのような視点が、住宅・住生活に問われるのかについて研究成果を基に以下に整理を試みる。

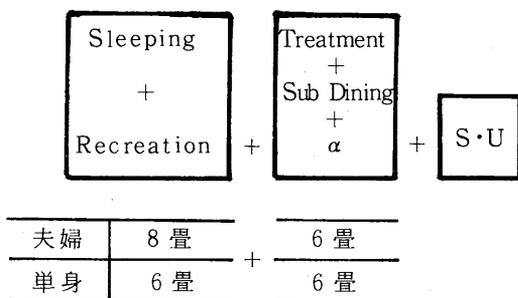
（住み方論の課題） まず第1に「住生活論」として捉えれば、同居・別居を問わず、家族としての「統合感の形成」に寄与する住生活様式を確立するための視点をもつことであろう。そのためには、3世代同居世帯では、そのメリット評価を高めるらしい「夕食」を共同でとることの重要性を、生活様式の中で個々の家族の条件に見合った姿で実現する必要がある。家族としての一体感は、場所・時間・行為の共有を基盤に成立しているが、コミュニケーション効果の最も高いとみられる行為の共同化を追求することが大切であろう。また別棟同居の場合も食事を両世帯の交流軸上の最大の共同行為として位置づけることが必要であろう。また老親の専用室は、1室多機能型生活による孤立化を回避するため、できる限り生活行為を子夫婦側の空間に共有化させる工夫が必要である。また高齢者のみ世帯の住生活にあっては、可能な限り居住地近辺の別居子との直接・間接の交流を促進することを、老親と子夫婦側から追求してゆく努力が求められる。とくに将来の同居及び終末介護を好ましい状態に実現させようとすれば、統合感形成のための工夫が重視される必要がある。第2に、「居住地生活論」として捉えれば、同世代異世代を問わず、「隣人関係の充実」に寄与する居住地生活の様式を追求する視点をもつことである。高齢者のみ世帯の場合は、日常徒歩圏の居住地内に、親族（主として別居子）が居住しており、交流の実現していることが望ましい住み方として期待される。そうでない場合も、高齢者が居住地のコミュニティで隣人と親密な交流を成立させることは、住居内の孤立的生活を防止するうえで好ましい成果が得られる。このため居住地周辺の高齢者向けコミュニティ施設の利用を前提とした、隣人交渉を積極的に展開する働きかけが大切である。そのことは同時に居住地内に同世代の高齢者が比較的多く居住している地域社会の存在が必要なことを意味しており、同世代間の隣人交流を通して異世代間の隣人との交流が成立するコミュニティ側の対応策も工夫される必要があるだろう。

（施設整備の課題） 次にこうした住生活の展開を可能にするために整えられねばならない物的基盤の整備にかか

わる視点を整理してみる。まず第1に「住宅計画領域」で言えば「共同空間の拡充と多機能型生活の再構成」を追求する視点が必要である。3世代同居世帯では、食事の共同化が可能になるような広くゆとりのある「広い食事室」の確保が不可欠の条件として取り上げられねばならない。また老人専用室での老人の孤立化を避け、就寝分離を実現するためには、老人専用室の2室ミニマム化がどうしても必要であるし、就寝室は8畳～6畳の水準のものとして確保しなければならない。更に別棟同居を選択する場合には、老親側との食事の共同化を、2棟を接続する位置に「結合型ダイニング」(Joint Dining)として設置することが効果的である。次に高齢者のみ世帯の場合、食寝の分離と、多機能化の分節や別居子との交流・介護のための余室としての「3K」をミニマムとして設定することが重要であろう。就寝室の水準は8畳～6畳程度とし、それ以外の居室は6畳の水準として設定されることが最小限必要である。更に、緊急時の介護・支援のための直接連絡システムの設備が後述するエイジド・コミュニティサービスに直結する型で設置されることが望ましいだろう。第2に「居住地計画領域」でみれば、「エイジド・コミュニティ」のための施設整備という視

点が必要である。まず老親と別居しながら近接居住している子供達との間に、直接連絡手段を有した「対住宅」(Dyad-House)を成立させることが、別居子と老親との交流を確立するうえでの有力な基盤となる。このことは特殊な住宅の建設を必要とせず、日常徒歩圏内の居住地にある2つの住宅を専用連絡システムで結合し、親子の役割の対(dyad)を再生させるものである。また、居住地内に同世代の高齢者を混在居住させ彼らの隣人交流の活発化を実現するために、年齢階層の多様化を可能にする住宅建設が新規開発地では求められる。更に、居住地の中で高齢者が外向的の生活を積極的に展開するための下地として高齢者向けのコミュニティ施設の建設や整備が必要である。また、この高齢者向けのコミュニティをセンターにして、同居・別居を問わず、高齢者に対する地域医療・介護サービスの支援設備を、周辺の一般需要層も対象に整備してゆくことが必要である。このことは、別居老親が、近接居住している別居子に終末介護を依存する傾向が強い中で、彼らの通い介護的対応に対する補完機能としてのディスティ型・ショートステイ型の医療サービス・福祉サービス施設機能の充実する必要性に対応させるものとしても、効果的であると思われる。

< 3世代同居世帯 >



< 高齢者のみ世帯 >

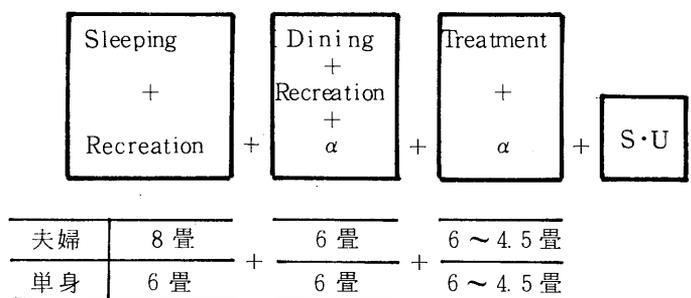
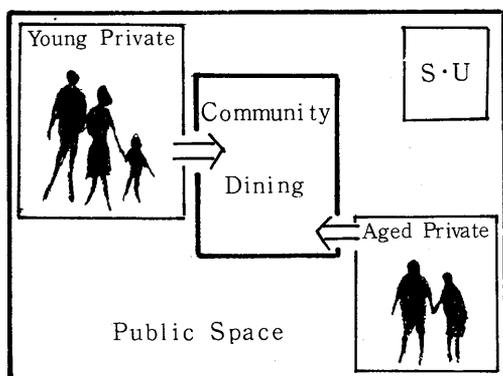


図4-1 老人室の居室構成ミニマム

< 同棟同居 >



< 別棟同居 >

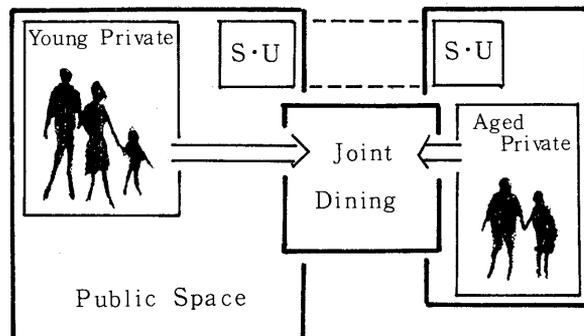


図4-2 3世代同居世帯の平面構成

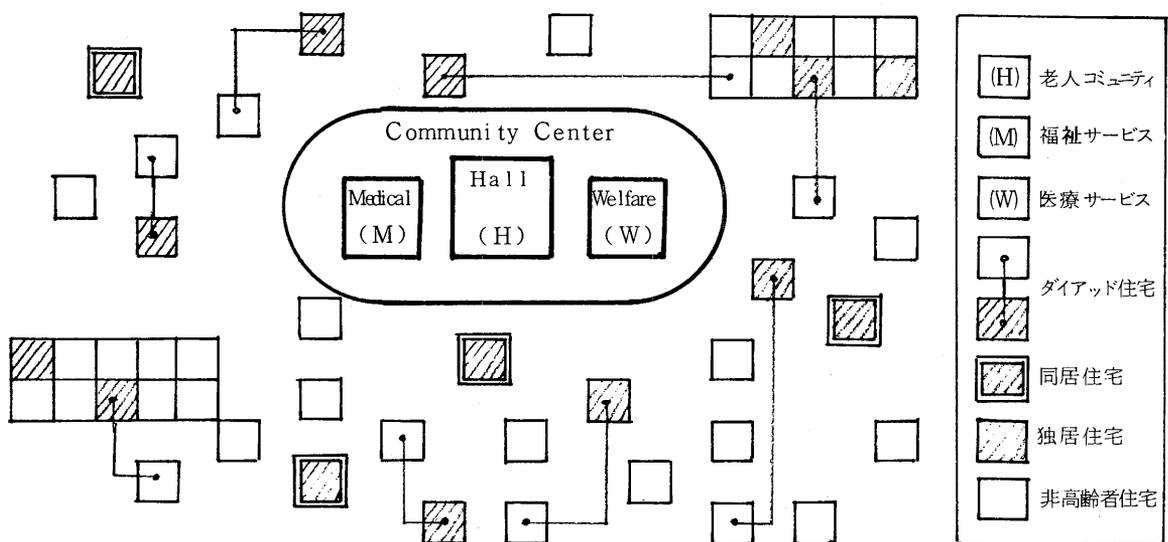


図4-3 エイジド・コミュニティの構成

第5章 結 論

最後に以上の研究成果を整理し、これらの住宅政策の課題としていくつか具体的な内容の提言を試みて結章にかえたい。

- (1) 「3世代向け住宅」の老人居室面積の別枠算定の採用 3世代向け住宅の供給は、単に大型住宅の供給という観点からでなく、老親用居住空間として加算すべきミニマムを明確にすること、またその察の基準として2居室の上積のせと食事の共同化を保障できる「広い食事室」の面積的基準を設定すること。
- (2) 「高齢者向け住宅」の独自の居住水準の採用 老人の住生活の特性に基づいて、そのミニマムを3K型以上とし、現行の平均居住水準を上廻る程度のもので設定すること。
- (3) 「親子同一居住地への優先住みかえ」制度の採用 老親と子夫婦の同一コミュニティ内での近接居住を可能にするため、少なくとも公的住宅間での同一居住地への優先入居を認める制度運用や改善を検討すること。またこの同一コミュニティの中における別居子と独居老親の間に、直接連絡システム（直通交流電話）を設置し「ダイアッド住宅」として機能させること。
- (4) 「居住地の混合開発・再構成」の実施 居住地の年齢構成の多様化を促進するため、住宅階層や住宅型の多様なミックス・ディベロップメントを居住地の再開発・環境整備の中で積極的に導入すること。またその際のコミュニティの守備範囲を、高齢者の日常徒歩行動圏内において成立させること。
- (5) 「エイジド・コミュニティ」の建設 高齢者を含む居住地の一定の範囲の中に、老人コミュニティ施設と、医療・福祉サービスのセンターを併合的に建設して、「エイジド・コミュニティセンター」として機能させること、

居住地内の高齢者を含む住宅は、全てこのコミュニティセンターのサービスネットワークが受けとめることのできる連絡システムを設置すること。

以上の5点が、高齢化社会における住宅政策として前章の視点から導き出される当面の課題例である。ただこうしたことが住宅政策として受けとめられるためには、その前提として、老人のための社会保障としての医療や年金制度の一層の拡充が求められることは当然のことである。また住宅政策の基盤としても、最低居住水準が法的拘束力をもって機能できていることが必要であることも言うまでもない。

それでもなお、高齢化社会に向かって住宅や居住地のあり方、更には住み方論までを含んで、住宅政策の課題を論じねばならない根拠は以下の点にある。第1に、高齢者は身心・経済・社会的能力において弱者であり、その住生活を体系的に保障するには、公的支援をもってせねばならないことにある。こうした課題が民間支援になじみにくいことにある。第2は、高齢化にともなう住宅・居住地における施設の需要は、個別散在的に発生することにある。こうした分散的需要を一般の居住地づくりや住宅供給の中に集約的に運動化させるには、公共性のある計画の指導性が求められることにある。第3は、公共機関は住生活や居住地活動のあり方面で、新しい規範を確立してゆく先進的役割があるからである。即ち国民のこれからの高齢化した社会での住生活への啓蒙や社会教育的意味合いをもたせることにある。

このように内容的に他方面に関わりをもつこれからの住宅政策を実施してゆくためには、現行の行政領域の垣根を大胆に超え、連動的な政策の実施体制（行政の総合的運用）を追求してゆくことも、きわめて現実的問題として浮上してきていることを最後に明記しておきたい。

謝 辞

2年以上に亘る研究を終えるにあたり、振り返ってみると当初に描いた道程の半ばさえ歩めなかったように思う。ただ、今ようやくにして、おぼろげながら高齢化社会の住宅政策の方向が見えてきたように思うのである。

私達が追求し、整理し、実現しようとしてきた内容は、あまりにもありきたりの課題の様な気がしないでもない。しかし同時に外見上の旧態さにもかかわらず、高齢化社会に求められている住宅政策の質は、今日のそれとは根本的に異なる価値観を必要とするものであることを教えているように感じる。「住まい」が家庭生活の器であるとするれば、その器と中身である質とは密接不可分にかかわって当然である。好ましい住まいを国民に保障するのが住宅政策の使命だとすれば、今後の住宅政策は、住宅の物的性能の充実だけでなく、好ましい住まい方を実現できる条件を政策課題として追求する方向へと移りつつあると言えるだろう。高齢化社会における住宅政策とは、その政策的転換の必要性と、転換すべき内容とが問われていることを痛感させられた。

最後に本研究を通じて、終始暖かいご支援とご協力を賜った、住宅建築研究所・各行政機関・民間の各種関連機関の方々、そして実態調査に応じて下さった数多くの高齢者や各世代の方々等に深甚の謝意を表して筆を置くこととしたい。

昭和58年10月30日

〔研究組織〕

主 査 (総 括)

岸本 幸臣 (大阪教育大学教育学部助教授)

委 員 (家族関係領域)

岩本 祥子 (奈良教育大学教育学部助手)

委 員 (住生活領域)

矢沢 正子 (甲子園短期大学家政科助手)

協力委員 (住生活領域)

大村 育代 (四條畷学園女子短期大学非常勤講師)

なお、本研究の推進にあたっては、大阪教育大学大学院の新家増美氏にご協力を頂いた。